

第 8 回

農業委員会総会議事録

平成 24 年 2 月 27 日(月)

幕別町農業委員会

第 8 回幕別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 24 年 2 月 27 日（月）午後 2 時から午後 3 時 32 分まで

2. 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3. 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	5 番	大道	健實
	6 番	小原喜久雄	
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4. 欠席委員（1 名）

4 番 山田 学

5. 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 第 2 回地区別農業委員会長・事務局長会議について

第 2 号 平成 23 年度南十勝農業委員等研修会について

第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

5) 議案

第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 現況証明について

6) 協議

- 第 1 号 平成 25 年度農業政策と予算に関する要望意見（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	廣瀬 紀幸
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主任	佐々木 哲也

7. 会議の概要

議長	それでは、幕別町農業委員会会議規則の定足数に達しております、ただいまから第 8 回農業委員会総会を開会いたします。
議長	それでは、会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員について、指名することに意義ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	それでは、15 番の東口委員、16 番の蛭原委員をお願いをいたします。
議長	次に、諸般の報告を事務局より申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により 4 番山田委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	それでは次に、報告第 1 号「第 2 回地区別農業委員会会長・事務局長会議について」ならびに報告第 2 号「平成 23 年度南十勝農業委員等研修会について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、私の方から報告第 1 号・報告第 2 号につきまして、報告をさせていただきます。なお、資料は添付しておりませんので、口頭のみのご報告とさせていただきます。 はじめに、報告第 1 号「第 2 回地区別農業委員会会長・事務局長会議について」であります。去る 1 月 31 日、北海道農業会議が主催の「第 2 回地区別農業委員会会長・事務局長会議」が帯広市役所会議室で開催され、杉坂会長と私が出席をいたしました。主な協議事項について申し上げます。一つ目は、「農地法などの適正な執行」では、遊休農地に関する措置、農業生産法人からの報告の対応、農地の相続等の届出制度の周知徹底、下限面積・別段面積の周知及び公表、点検・評価及び活動計画等の策定の説明があり、事務手続き等を敏速に処理し、公表をホームページ等で周知徹底してもらいたい旨の説明がございました。二つ目は、「平成 24 年度政府及び農林予算概算決定の概要」では、平成

24 年度農林水産予算の基本は、食と農林漁業の再生元年予算と位置づけ、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に基づく施策を集中展開する。農林水産予算は、復旧・復興対策分を含めた総額 2 兆 3,284 億円、対前年 572 億円の増、対前年比 2.5% の増となりましたが、復旧・復興対策分の 1,557 億円を除く通常分では、2 兆 1,727 億円、対前年 985 億円の減、対前年比 4.3% の減であり、12 年連続のマイナスとなりました。平成 23 年度 4 次補正の 1,630 億円を加えますと、2 兆 4,914 億円の予算規模となります。一方、農業委員会活動交付金は農家戸数の減少等を踏まえ、前年に比べ 2,000 万円の減で、47 億 4,400 万円、農地制度実施円滑化事業は前年に比べ 8 億 1,800 万円の減で、21 億 8,100 万円であります。三つ目は、「本道農業委員会系統組織による施策提案の反映状況」では、平成 25 年度国費予算の概算要求に向けて、本道農業委員会系統組織の意見として取りまとめ、北海道選出国會議員等に対して要請活動を行うので、農業施策と予算に関する要望意見を各農業委員会から提出するよう説明がありました。四つ目は、「平成 24 年度農林水産関係の税制改正」では、軽油取引税の課税免除の特例、1 キロリットル当たり 32,100 円免除の適用期限を 3 年延長する。農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の、貸付けの特例等を創設する。特例農地等を貸し付けする納税猶予の適用を受けている者の条件として、65 歳以上の納税猶予の適用期間が 10 年以上、65 歳未満の場合は、納税猶予の適用期間が 20 年以上の条件であります。旧制度の農業者年金では、65 歳未満のうち経営移譲をしなければならないので、納税猶予の適用期間が 20 年未満の者は、経営移譲年金または経営を続け猶予の継続をするかの、選択をすることになります。いずれも適用は 4 月 1 日からの予定であります。なお、決定次第ホームページ等で周知したいと考えているところであります。

次に報告第 2 号「平成 23 年度南十勝農業委員等研修会について」であります。都合により、欠席された委員さんがおられましたので、簡単に報告をさせていただきます。この研修は、南十勝農業委員会連絡協議会が主催で、当番町村である幕別町農業委員会が主管となり、2 月 2 日から 3 日の両日、十勝幕別温泉グランヴィリオホテルにおいて、農業委員の資質向上を目的に南十勝 5 町村の農業委員、事務局職員を対象に約 80 名が参加し開催されました。1 日目は、北海道農業会議橋本正雄事務局長による「農業委員会と農地制度をめぐる情勢について」と題し、TPP をめぐる情勢と国の動向について内容の説明がありました。引続き、森和雄氏による「相続時精算課税制度と農地の納税猶予制度について」と題し、農地を贈与した際に利用できる制度についての説明がありました。2 日目は、十勝総合振興局農業支援係菅浩和係長から「平成 24 年度農業政策について」と題し、国の平成 24 年度農業関係予算と新たな事業内容について説明がございました。以上、雑駁ではありますが報告第 1 号、報告第 2 号の報告とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局長から報告 2 件について申し上げました。質問ございませんか。

(発言なし)

議長

それでは、ないようですから報告の 2 件については、以上で終わりたいと思います。

議長	次に、報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号の 1 番から 10 番を説明いたします。
事務局	報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 3 ページまでの 10 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	ただ今、報告第 3 号 1 番から 10 番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。それでは報告第 3 号の 1 番から 10 番については、承認をされました。
議長	次に報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号の 1 番、2 番を説明いたします。
事務局	【報告第 4 号 1 番、2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	案件は、議案書 4 ページ、5 ページの 2 件でございます。共に権利関係は所有権移転で、転用目的につきましては宅地造成の為でございます。なお、受理相当と認められましたので平成 24 年 2 月 2 日付けで通知書を交付しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 4 号 1 番、2 番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。それでは報告第 4 号については、報告のとおり承認をされました。
議長	次に議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第 1 号の 1 番から 4 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番から 4 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページから 2 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
2 番	この案件につきましては、後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 1 番から 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号の 5 番、6 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 5 番、6 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書の 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。議案第 1 号の 5 番、6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 5 番、6 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号の 7 番から 12 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 7 番から 12 番を議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書 4 ページから 6 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	この案件は、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 7 番から 12 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 7 番から 12 番は原案のとおり決いたしました。
議長	次に議案第 1 号の 13 番から 16 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 13 番から 16 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、調査書 7 ページ、8 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	この案件につきましては、更新ございまして借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 13 番から 16 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 13 番から 16 番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第 1 号の 17 番、18 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 17 番、18 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、調査書 9 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件につきましては、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 17 番、18 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 17 番、18 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 19 番、20 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 19 番、20 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書 10 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件につきましては、後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。よろしく願います。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 19 番、20 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 19 番、20 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 1 号 21 番、22 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 21 番、22 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、補足の説明をお願いいたします。

12 番 12 番説明いたします。この案件につきましては、今月 21 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 21 番、22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 21 番、22 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 1 号 23 番から 27 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 23 番から 27 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 12 ページから 14 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。この案件につきましては、本来、地区担当農業委員は宗廣委員でございますが、利用調整会議に、代わりに私が地区担当委員として出席しておりますので私の方から、ご説明申しあげます。本件は、昨年 11 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は各々意欲的に経営に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題はないと思います。以

	上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 23 番から 27 番まで、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 23 番から 27 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 28 番を提案する訳ですが、宗廣委員が議事参与となっております。終わるまで退席をお願いいたします。 (21 番宗廣委員退席)
議長	それでは、議案第 1 号の 28 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 28 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 14 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
3 番	3 番説明いたします。この案件につきましても、本来地区担当農業委員は宗廣委員でございますが、議事参与の関係上、退席しております。利用調整会議におきましても私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方からご説明申しあげます。本件は、昨年 11 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号 28 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 28 番は原案のとおり決しました。 (21 番宗廣委員着席)

議長	それでは、次に議案第 1 号 29 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 29 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 15 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件につきましては、昨年 11 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 29 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 29 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 30 番、31 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 30 番、31 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 15 ページ下段および 16 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
23 番	23 番説明いたします。この案件は、昨年 11 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、問題ないと思われます。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 30 番、31 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	【異議なしの声多数】 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 30 番、31 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の第 2 号 1 番、2 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番、2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件につきましては、後継者の借り換えに伴うものでございます。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 2 号の 3 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 3 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

	します
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号の 4 番から 6 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 4 番から 6 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、別添調査書 4 ページから 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認して頂ましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 4 番から 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 4 番から 6 番まで原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 7 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 7 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員の補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 7 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号 8 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 8 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員の補足説明をお願いいたします。
5 番	5 番説明いたします。この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳しくは、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 8 番は原案のとおり決しました。
16 番	議長。

議長	はい。蛭原委員。
16 番	ちょっと、議案 2 号の 6 番の年額 200,000 円と 10 アール当たり 10,000 円は、これ、どちらが正しいのか、ちょっと教えてください。
議長	暫時休憩をいたします。 (事務局確認)
議長	それでは再開をいたします。
事務局	議案 2 号 6 番につきましては、年額 200,000 円が正しく、10 アール当たりは、約 8,000 円でありますので、議案の訂正をお願いいたしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。
議長	議案第 2 号 9 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 9 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願います。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 9 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号 10 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 10 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 10 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 10 番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第 2 号の 11 番について、説明をいたします。

事務局

【議案第 2 号 11 番を議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

22 番

22 番説明いたします。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 11 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 11 番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第 2 号 12 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 12 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 12 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。この案件につきましては、親から子への生前一括贈与であるため、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 12 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号 12 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 3 号の 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この申請地は、砂利採取を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員からご報告をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	質疑はございませんか。

	(発言なし)
議長	それでは採決をいたします。議案第 3 号 1 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号の 2 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この申請地は、土砂採取を目的とする転用でございます。なお、農地区分は第 1 種農地であります。第 1 種農地は原則不許可であります。本件は期間 3 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添、農地転用許可申請に係る調査票に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認していただきました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 3 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 3 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この申請地は、砂利採取を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添、農地転用許可申請に係る調査票に記載されているとおりでございます。よろしく

	お願いいたします。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	5 番説明いたします。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 4 号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
19 番	19 番ご説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 2 月 21 日、高橋委員、中島委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 4 号の 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に提案されますものは、東口委員の議事参与となっております。終わるまで退席をお願いいたします。

(15 番東口委員退席)

議長 それでは、次に議案第 4 号の 2 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 2 番を議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当農業委員のご報告をお願いします。

9 番 9 番説明いたします。この案件は、本来地区担当は東口委員ですが、議事参与に当たりますことから私が現地確認をしたので説明いたします。本件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る 2 月 22 日、岡崎委員、斉藤一男委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認をしております。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 4 号の 2 番は原案のとおり可決されました。

(15 番東口委員着席)

議長 次に提案されますものにつきましては、向井委員の事案があります。議事参与となりますことから終わるまで、退席をお願いをいたします。

(9 番向井委員退席)

議長 それでは、議案第 4 号 3 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 3 番を議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いします。

15 番 この案件は本来、地区担当委員は向井委員ですが、議事参与にあたりますことから私が現地確認をしたので説明します。本件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る 2 月 22 日、岡崎委員、斉藤一男委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決しました。

(9 番向井委員着席)

17 番 すいません。ちょっと質問いいですか。

議長 はい。どうぞ。

17 番 はい、17 番なんですけども、議案第2号の9番の案件で、[REDACTED]の案件で、この[REDACTED]お父さんから息子さんへ経営移譲されてるんですけども、そして議案1号の27番。ここで北海道農業開発公社から[REDACTED]のお父さんが賃貸を受けてられるんですけども、こういう場合は経営移譲された息子さんの方に名前はならないんでしょうか。そこが、ちょっと疑問だったものですから。

議長 はい。お答えいたします。

事務局 今、ご指摘ありましたとおりに、[REDACTED]については、先月の総会で農業後継者の使用貸借に経営移譲ということで3条の使用貸借の設定が出ていたところなんですけども、実はこちらの方で調査したところ、1筆漏れがあったということで議案第2号の9番で1筆分提案させていただいているところです。先ほど、ご指摘のありました基盤強化法の利用権の設定の道公社から[REDACTED]んに利用権を設定するという形の案件が出ていますんですけども、去年の11月に町公社が行った利用調整の段階で、買受予定人が[REDACTED]という形になっておりました。それに伴って道公社から一時貸付する関係上、現状では[REDACTED]さんで組むということになってしまいます。その後ですね、当然、[REDACTED]の関係につきまして、農業者年金の経営移譲年金の受給の関係で、このような利用権の設定になっているんですけども、現段階だと、道公社の方から一時貸付の借受人は[REDACTED]という、お父さんの名前になってしまうんですが、後ほどですね、3月か4月ぐらいになるかと思うんですけども、利用権の移転という形で道公社から、お父さんが借りている利用権を息子さんに移転するという形で、出てくる予定になっておりますので、そこで経営移譲が完了という形になります。現状の中で北海道農業開発公社から一時貸付の受ける相手が、利用調整をやった段階のお父さんの名前になってしまっているんで、現段階ではお父さんの名前になってしまうという形なんですね。

17 番 はい。

議長 関連ですね。

16 番 はい。それ受け手変更で、できませんか。

事務局	実はですね。
16 番	だっておかしくなる、農業者年金絡みだからね。
議長	暫時休憩をいたします。 (事務局で内容確認)
議長	休憩をといて再開いたします。
事務局	保有合理化の道公社の受け手は認定農業者になってなきゃいけないんですが、利用調整の段階ではまだ認定の名前がお父さんの名前になっていたんですよ。だから、買受け予定人にはなれなかったんですね。それが今回そのまま書類が道公社の方から上がってきてしまったものであります。この辺の調整が公社とうちの方との連絡調整が不十分であったので、今後同じような案件が出てくることもありますので、公社と十分連絡をとってスムーズな経営移譲となるようにしていきたいと思います。
議長	みなさんお聞きのようなことで、この決定に違和感がありながらも、実際問題として申請者に対する不利益がどうかということになると、そういう部分は無いということであって、この取り扱いをする上で、今後、道公社との間でも、このような事例が無いとは限りませんから、その辺を良く事務的な精査をしましてですね、今後このようなことが起こらないように注意したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 議案審議は、以上で終了いたしました。
議長	次に協議案であります。第 1 号に「平成 25 年度農業政策と予算に関する要望意見について」、議題といたします。はじめに大道農政部会長から提案の説明をいたします。
5 番	本年 5 月下旬よりの北海道選出国會議員要請集会に向けて、十勝農業委員会連合会より「平成 25 年度農業政策と予算に関する要望意見のとりまとめ」の依頼がありました。農政部会を開催し協議をいたしましたので、要望意見を決定していただく協議を求めるものでございます。 よろしく、ご審議のほどお願いします。
議長	それでは、事務局より内容の説明を申し上げます。
事務局	それでは、内容についてご説明をさせていただきます。お手元の方の協議第 1 号ということで、両面刷りの 1 枚物があると思いますので、ご覧をいただきたいと存じます。まず、はじめに「平成 25 年度農業政策と予算に関する要望意見」でありますけれども 4 項目であります。まず、一つ目ですけれども要望項目は「T P P 交渉参加の対応について」。内容でありますけれども、例外なく完全撤廃を原則とする T P P 交渉参加には、日本農業に大打撃を与えると同時に、食料自給率の低下を招くので、交渉参加に対し阻止するということの内容であります。理由については、記載のとおりでございます。これは、昨年同様の継続の内容であります。次に、「農業基盤整備事業予算の確保について」であ

ります。内容でありますけれども、農業の生産向上と品質の高い農産物の生産、並びに食料自給率の向上には、農地の明渠・暗渠などの基盤整備が必要不可欠であり、農業基盤整備に対する予算確保するとともに、地域に合った圃場整備及び地元負担の軽減に配慮すること。という内容であります。理由については、記載のとおりでございます。今の関係につきましても昨年も要請をしている継続であります。次に、裏の方をご覧ください。「有害鳥獣の駆除対策について」であります。これも昨年同様の継続の項目でございます。内容ですけれども、エゾシカなどの有害鳥獣被害は例年拡大している。被害防止の為、有害鳥獣の駆除及び被害防止等に係る、支援の更なる予算の拡充を要望するという内容でございます。理由については記載のとおりでございます。それから、新規でございます。「農業委員会組織体制と関係予算の確保について」ということで、内容につきまして農地法改正に伴い市町村農業委員会は、法令業務の適正な執行は元より、農地の有効利用及び担い手の育成など、地域農業の振興における農業委員会の機能役割が大幅に拡充された。このことにより、農業委員会組織体制の整備強化を図ると共に、農地制度円滑化事業の継続と予算の確保を高ずることという事でございます。理由については、記載のとおりでございます。なお、この新たな農業委員会、組織体制と関係予算の確保につきましては、昨年12月7日、全国大会において十勝農業委員会連合会の重点要請の中の項目の一項目の内容でございます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ただいま、局長から内容の説明がありました。ご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。この要望、意見等につきましてはですね、前にも私が申しあげたつもりでいるんですが、それぞれバラバラに、例えば全国の段階、全道、都道府県の関係。それから市町村の関係。それらがバラバラの対応をするべきではないというふうに考えています。全国がそういう目標を上げるのであれば、都道府県、あるいは地方の我々も同じようにですね、それに向けて要望意見を強く出していくべきが、本来的な運動の進め方だと思っております。ですからこれは、十勝が北海道に向けて、北海道が全国に向けて要望意見を出したのと多く変わりません。そういったことで継続的な運動を続けることが運動の基本になる訳でありますから、そういう内容の要望であります。

特に改めて意見をと言うようなことが、もしございませでしたら、ただいま提案をしております内容、農政部会から検討していただいて出していただいた要望事項について、これを上に上げていくということで、よろしゅうございますか。

(発言なし)

議長

それでは、そのように取り進めをいたします。

議長

本日、予定しておりました、議案・協議案は、以上であります。特になければ、第8回農業委員会総会を閉会します。